



ひと、暮らし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年1月21日

新潟労働局労働基準部 健康安全課

課長 上田克郎

地方産業安全専門官 佐藤 満

(電話) 025 - 288 - 3505

安全衛生優良企業に「日鉄工材株式会社」を認定！ ～新潟県内で初の認定！～

新潟労働局(局長 阿部 充)は、この度、安全衛生優良企業に、「日鉄工材株式会社(代表取締役社長 宮原光雄氏)」を認定しました。

「安全衛生優良企業」とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことをいいます。

この安全衛生優良企業認定制度は、労働者の安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を、厚生労働省が認定・企業名を公表することにより認定企業の社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。また、認定された企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができます。

今回、認定を受けた企業に対しては、下記のとおり「安全衛生優良企業認定通知書交付式」を行います。



2020～23年度認定

安全衛生優良企業の認定マーク (Wマーク)

WorkのWをモチーフに、積極的な取組が認められた企業に対して「リボンとはなまる印」、人々の交流を「笑顔」で表し、多様な企業の連携による魅力発信をイメージしています。

シンボルマーク・キャッチフレーズ・呼称は、この制度で優良企業であると認定された企業のみが使用することができます。

安全衛生優良企業認定通知書交付式

日 時 : 令和3年1月29日(金)11時00分～

会 場 : 新潟美咲合同庁舎2号館 4階会議室

当日の取材希望がございましたら、事前に健康安全課までご連絡の上、当日は10時50分までに会場にお越しください。

安全衛生優良企業 認定企業における取組概要

日鉄工材株式会社

所在地:新潟県上越市 業種:製造業 従業員数:105人

1 安全活動の成果

15年間にわたり休業災害の無災害を達成(令和2年11月15日達成)
平成17年11月16日以降、休業無災害を継続中

2 働き方改革

(1) 長時間労働の抑制

時間外休日労働の目標値を「一人15時間/月以内」で運用

(2) 有給休暇の取得促進

「一人15日/年以上取得」を目標値に設定

(3) 福利厚生

男性の育休取得率100%

(4) 「生き方」の改革

「人と技術を大切にする」経営理念の下、「幸せ円グラフ」、「ドリームコンパ」、「チーム活動」、「挑戦と成長対話」など、ポジティブな意識を醸成する活動を積極的に展開している

3 安全衛生活動

(1) 安全衛生マネジメントシステムの運用

全社員に安全衛生活動の「年方針」と「安全衛生基本方針」を示し、「5S活動」、「安全の見える化」、「安全(品質)訓練」等の安全活動を通じて継続的な職場改善を進めている

(2) 健康確保

いきいき推進プロジェクトとして「全社員健康年齢10歳若返り」に挑戦し、敷地内に運動施設を整備、運動教室の開催等、運動の動機付けを行うことでいきいきと働き活力ある職場づくりを展開している

4 職場の改善提案制度

「改善提案」、「かがやきカード」2種類の提案制度を運用し、不安・気がかりなこと、イノベーション提案など、働きやすい職場環境づくりを社員が全員参加で展開している。

(参考資料)

安全衛生優良企業公表制度について

(1) 安全衛生優良企業公表制度の概要

「安全衛生優良企業公表制度」は、働く方々の労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を、厚生労働省が認定・企業名を公表し、このことにより認定企業の社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。認定された企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができます。



(2) 安全衛生優良企業とは

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことをいいます。

この認定を受けるためには、過去3年間、労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、安全・健康で働きやすい職場づくりについて、積極的な取組を行っていることが求められます。

認定の有効期間は「3年間」です。

また、安全衛生優良企業として認定された企業のみが使用できるシンボルマークが設けられています。



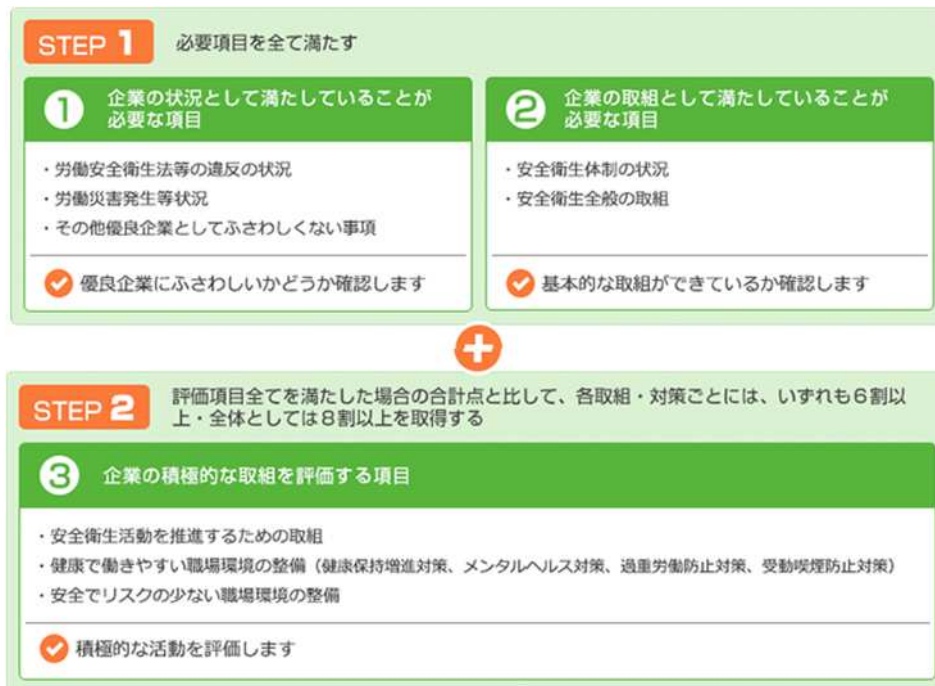
(認定対象となる企業の範囲など)

全ての業種の企業です。

認定の単位は企業単位とします。ここで企業とは、会社法等に定められる法人、協同組合、個人商店等をいいます。いわゆる子会社、構内の協力会社は含まれません。また、企業の一部だけを切り出した建築現場や支店の単位での認定はできません。(一部の認定基準の項目において、現場や構内の協力会社の状況を核にするものがあります。)

(3) 安全衛生優良企業の認定基準について

安全衛生優良企業として認定されるための評価項目は、優良企業として必ず満たしていなければならない項目（STEP 1の ① と ②）と、企業の積極的な取組を評価する項目（STEP 2の ③）に分かれています。



(4) 申請の手続

申請を希望する企業は、まず自己診断サイトで自社の安全衛生の取組レベルを自己診断します。

(自己診断サイト)

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

自己診断の結果、安全衛生優良企業の認定基準を満たしている場合には、認定申請することができるので、各項目を満たしていることを示す確認書類を添付し、本社を管轄する都道府県労働局へ申請します。

